
第2期 堺市国際化方針

令和8年（2026年）3月

堺市

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	方針策定の目的	1
第2節	方針の位置づけ	1
第3節	方針対象期間	2
第4節	世界・国の動向と本市の現状	2
第2章	第1期方針の評価（基本目標に基づくこれまでの取組と現状評価）	10
I.	多文化共生社会の実現	10
II.	国際感覚豊かな人材育成	12
III.	新たな国際交流の推進	14
IV.	都市魅力の発信	17
第3章	本方針の方向性と主な取組等	19
第1節	将来像（めざすべき都市像）	19
第2節	本方針において意識する視点	20
	・安全・安心に暮らせる共生社会の構築	
	・大阪・関西万博のレガシー等を活かした国際交流	
第3節	本方針の方向性と主な取組	22
I.	多文化共生の推進	
1.	多言語対応等による情報格差の解消	
2.	相互理解促進のための日本語の習得機会の提供と「やさしい日本語」の普及	
3.	異なる価値観を持つ様々な人々がつながる機会の提供	
II.	国際交流の強化	
1.	姉妹・友好都市やアセアン諸国をはじめとする各国との国際交流の強化	
2.	国際交流イベント等を活用した堺の都市魅力の発信と交流・関係人口の増加	
第4節	庁内推進体制	26
I.	庁内国際化推進会議等による庁内連携の推進	
II.	庁内における人材の育成	
第5節	外部との連携体制	26
I.	国内外の既存ネットワークの活用	
II.	市民等の協働による国際的取組の推進	
第6節	本方針における検証指標	27
I.	「おおむね1年以内に、外国人と交流した」と答えた人の割合（SNSなどのオンラインでの交流を含む）	
II.	共生社会の推進を担う地域人材等の数	

第 1 章 はじめに

第 1 節 方針策定の目的

平成 20 年（2008 年）に策定した「堺市国際化推進プラン」を平成 25 年（2013 年）に改訂し、本市の国際化を計画的かつ効果的に進めてきました。平成 30 年（2018 年）には、国際情勢や政府方針を踏まえ、取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、新たに 4 つの重点的取組を加え、12 の重点的取組を定めた追補版を策定（計画期間を令和 2 年度（2020 年度）まで延長）しました。

また、初版の「堺市国際化推進プラン」から 13 年が経過した令和 3 年（2021 年）にこれまでの成果を踏まえ、国際化施策・事業を充実、発展させるため、「堺市国際化方針」（以下、「第 1 期方針」という。）を策定しました。

このたび、対象期間の最終年度を迎えることから、これまでの成果を踏まえつつ、堺市の国際化を更に推進するための基本的な方向性を示し、施策を総合的に進めることを目的として「第 2 期堺市国際化方針」（以下、「本方針」という。）を策定します。

第 2 節 方針の位置づけ

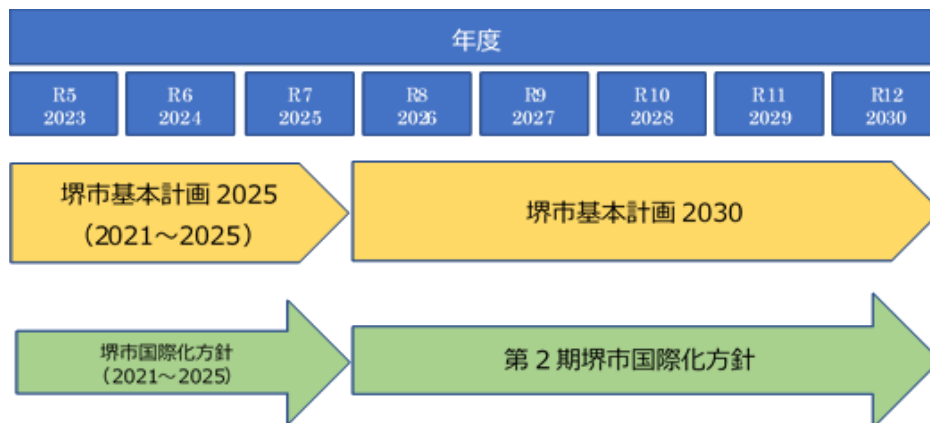
本方針は、「堺市基本計画 2030」「堺市 SDGs 未来都市計画」を上位計画とし、その他計画との整合性を図りながら策定します。



加えて、国の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月策定、令和 7 年 6 月改訂）等を踏まえた内容としています。

第 3 節 方針対象期間

本方針は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 か年を対象期間とします。



第 4 節 世界・国の動向と本市の現状

—世界の動向—

- ロシアによるウクライナ侵攻の長期化や中東地域における断続的な戦闘の継続など、世界各地で緊張や対立が続いており、国際政治情勢は一層不安定な状況です。
- アメリカ政府による日本を含む諸外国への関税賦課や通商政策の変更により、国際経済の先行きに対する不確実性が高まっています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大が世界的に収束へと向かい、ワクチンの普及や医療体制の強化により社会活動が徐々に回復しました。これに伴い、経済の再生や教育・働き方の見直しが進み、リモート技術の定着や柔軟な働き方の導入など、新たな社会構造への移行が加速しています。
- 世界的なインフレの進行に伴い、各国は物価上昇を抑えるために利上げなどの金融引き締め政策を相次いで実施しました。これにより企業の投資活動や個人の消費行動に影響が及び、日常生活にも広く影響が広がっています。
- COP（国連気候変動枠組条約締約国会議）などの国際的な枠組みを通じて、気候変動への対応が加速しており、各国は脱炭素社会の実現に向けた取組を強化しています。環境技術の革新が進む中、持続可能な社会の構築に向けた国際協力の重要性が一層高まっています。

—国の動向—

【統計関係】

- 日本人人口は令和 3 年から令和 6 年まで毎年 0.5%以上の割合で減少しており、令和 3 年に比べ、令和 6 年では 170 万人以上減少しています。〈グラフ①〉

○在留外国人数は令和3年末から令和6年末まで、毎年10%強の割合で増加しており、令和3年末に比べ、令和6年末では100万人強増えており、過去最多となっています。〈グラフ②〉

〈参考〉

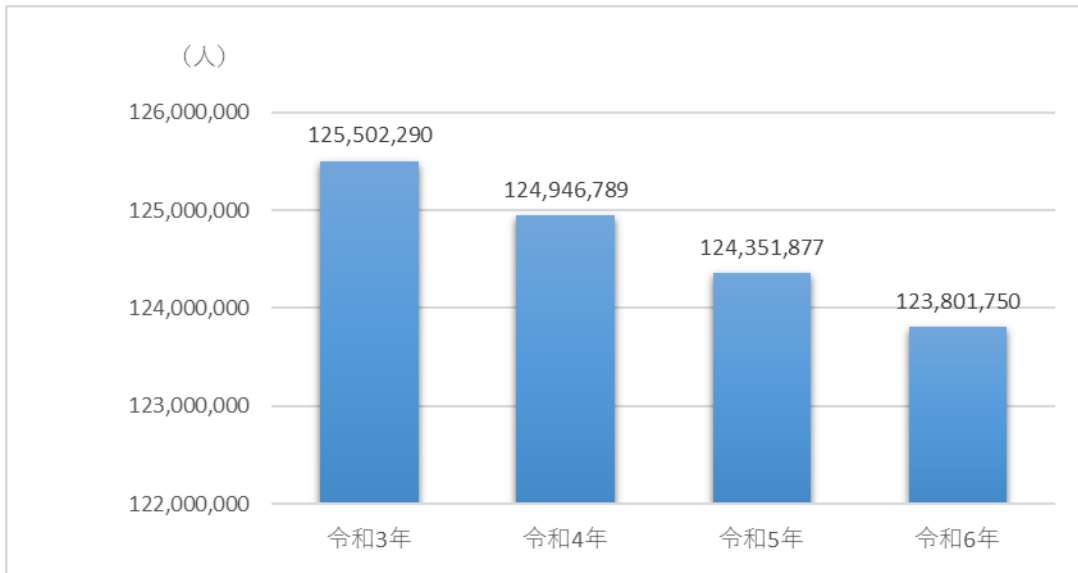
・国籍別人口上位5か国・地域（左から上位順）〈グラフ③〉

中国、ベトナム、韓国、フィリピン、ネパール

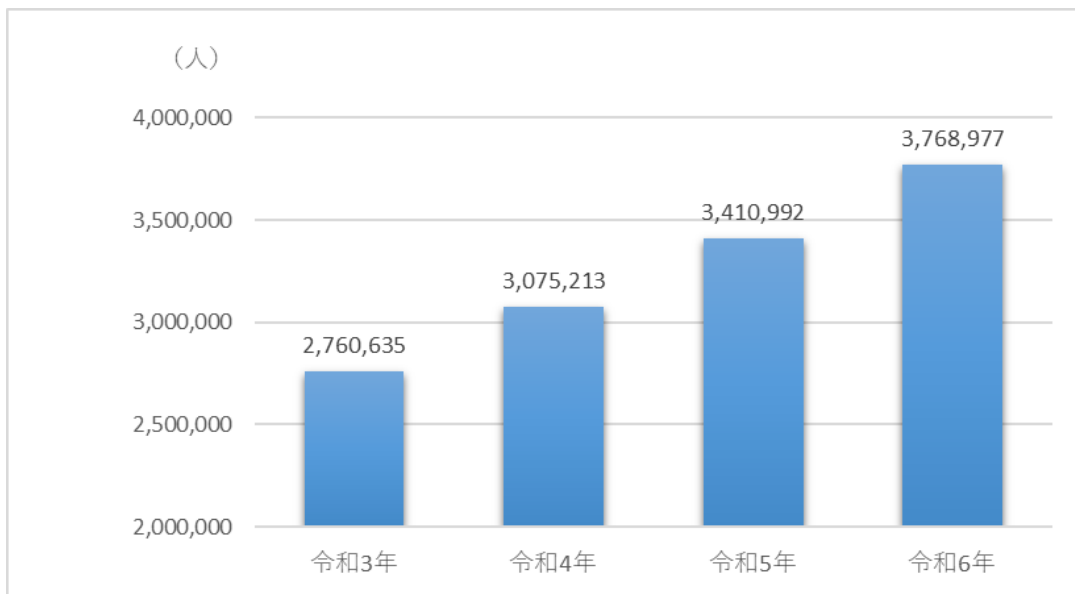
・在留資格別上位5資格（左から上位順）〈グラフ④〉

永住者、技能実習、技術・人文知識・国際業務、留学、家族滞在

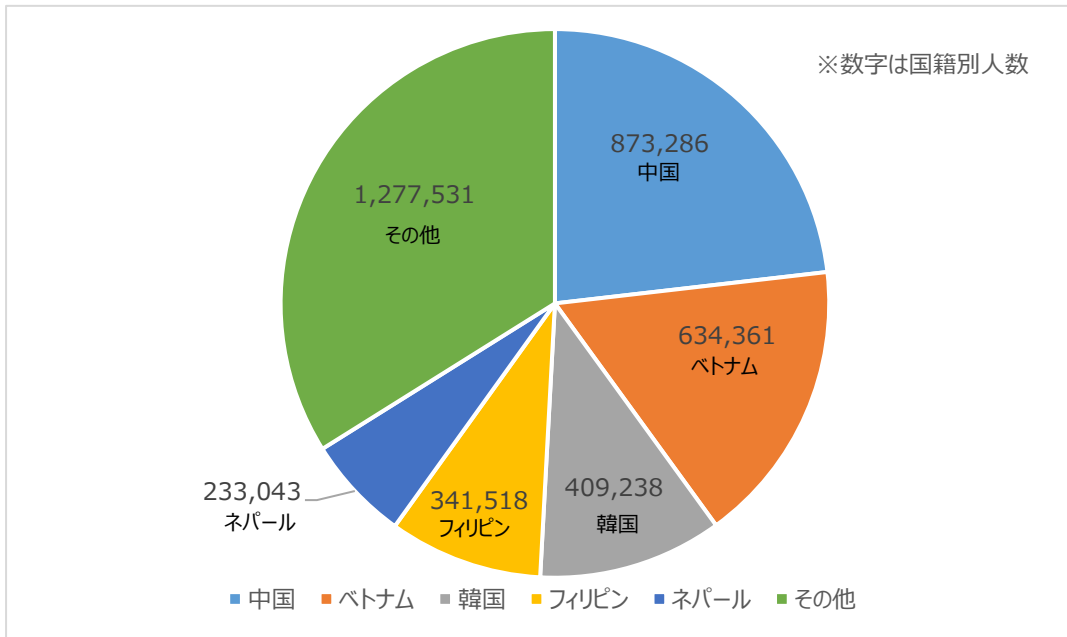
○訪日外客数は、コロナ禍の影響で落ち込みましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法の5類に移行した令和5年末には、令和3年末と比較し約100倍となりました。さらに、令和6年末には前年比で約1.4倍となっています。〈グラフ⑤〉



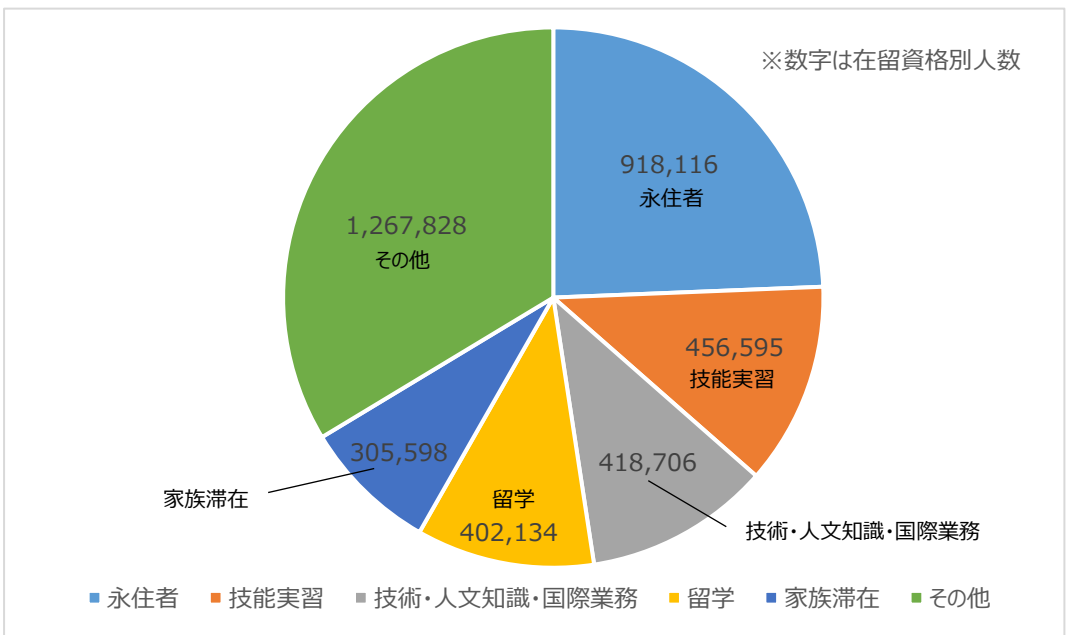
〈グラフ①〉 国内日本人人口（参考：総務省統計局 HP）



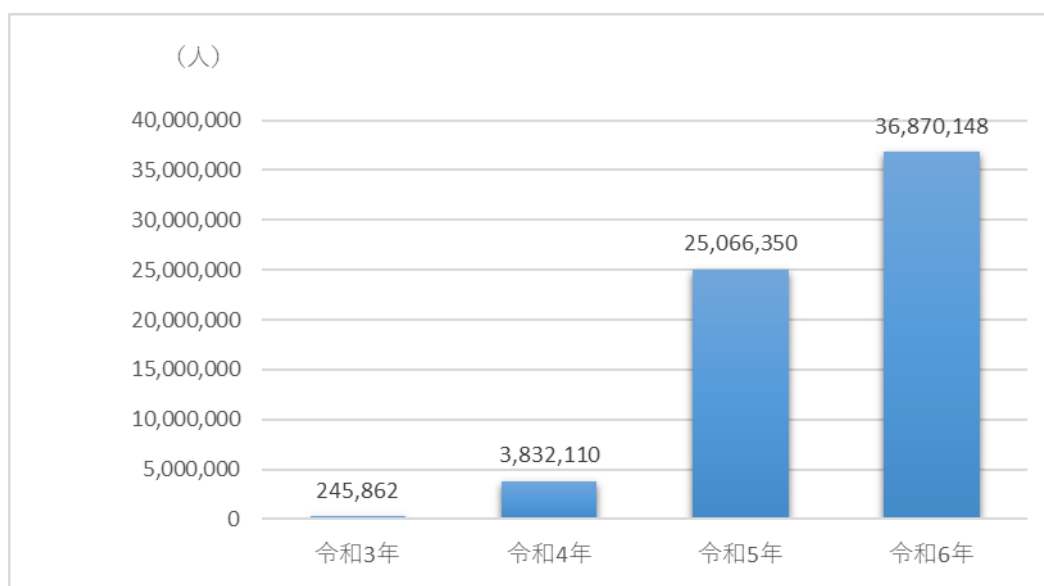
〈グラフ②〉 国内在留外国人数（参考：出入国在留管理庁 HP）



＜グラフ③＞ 国内在留外国人数 国籍別（参考：出入国在留管理庁 HP）



＜グラフ④＞ 国内在留外国人数在留資格別
（参考：出入国在留管理庁 HP）



<グラフ⑤> 国内訪日外客数（参考：JNTO（日本政府観光局）HP）

【法令・計画関係等】

○外国人材の受入れ・共生のための取組を包括的に推進する観点から、平成 30 年 12 月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下単に「総合的対応策」という。）が策定され、以後、毎年改訂が行われています。

令和 7 年 6 月には、受入環境の整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めるだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土、文化、ルールを理解することが重要であるとの考えのもと、総合的対応策の改訂が行われました。

その中では、主な施策として「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」「外国人材の円滑な受入れ」「共生社会の基盤整備に向けた取組」の 5 つが掲げられています。

○令和 4 年 6 月、国がめざすべき外国人との共生社会のビジョン、それを実現するために取り組むべき中長期的な課題及び具体施策を示す「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（期間：令和 4 年～令和 8 年）を策定しました。令和 7 年 6 月には施策の着実な実施を図るため、改訂が行われました。

その中では、めざすべき外国人との共生社会のビジョンとして「安全・安心な社会」「多様性に富んだ活力ある社会」「個人の尊厳と人権を尊重した社会」の 3 つを掲げ、取り組むべき中長期的な課題として「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」「外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化」「ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援」「共生社会の基盤整備に向けた取組」の 4 つを重点事項とし、多文化共生社会の推進と外国人受入環境の整備を進めています。

- 日本語教育を推進するため、令和元年 6 月に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、同法の規定により、令和 2 年 6 月に「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が策定・閣議決定されました。基本方針はおおむね 5 年ごとに検討を加え、令和 7 年 9 月に基本方針の改訂が行われました。
 その中では、日本語教育の推進の内容に関する事項として、「日本語教育の機会の拡充」「国民の理解と関心の増進」「日本語教育の水準の維持向上等」「教育課程の編成に係る指針の策定等」「日本語能力の評価」「日本語教育に関する調査研究及び情報提供」が示されています。
- 「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年 6 月）」の公布により、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として「育成就労」の在留資格が新たに創設され、平成 5 年から開始した技能実習制度に代わる育成就労制度が令和 9 年中に開始する予定です。
- 令和 7 年 5 月に出入国在留管理庁が日本国内における不法滞在者の削減を目的として発表した「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」では、ルールを守る外国人は積極的に受け入れる一方で、ルールを守らない外国人の入国・在留を阻止し、速やかに退去させることを通じて、国民の安全・安心を確保することとされました。また、不法滞在者のうち、退去強制が確定しているにもかかわらず帰国を拒否する「送還忌避者」約 3,000 人を、令和 12 年末までに半減させることを目標としています。
- SNS 上などでの人種差別的なヘイトスピーチへの対策強化として、法務省では、令和 8 年度中の SNS の分析や地方自治体が把握している事例、国民に対する意識調査等を含む実態調査を検討しています。
- 令和 7 年 7 月、内閣官房に外国人施策の司令塔となる事務局組織として、「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置され、また、同年 10 月に発足した高市内閣において、新たに外国人政策の担当として「外国人との秩序ある共生社会推進担当」が創設されました。
- 観光庁において「第 5 次観光立国推進基本計画」（期間：令和 8 年～令和 12 年）の策定に着手されており、令和 12 年までに訪日外客数 6000 万人、消費額 15 兆円などを目標に設定することが予定されています。

—本市を取り巻く現状—

【統計関係】

○日本人人口は、令和3年から令和6年まで毎年約0.8%の割合で減少しています。また、令和3年に比べ令和6年では18,000人以上減少しており、国と同様の傾向がみられます。〈グラフ⑥〉

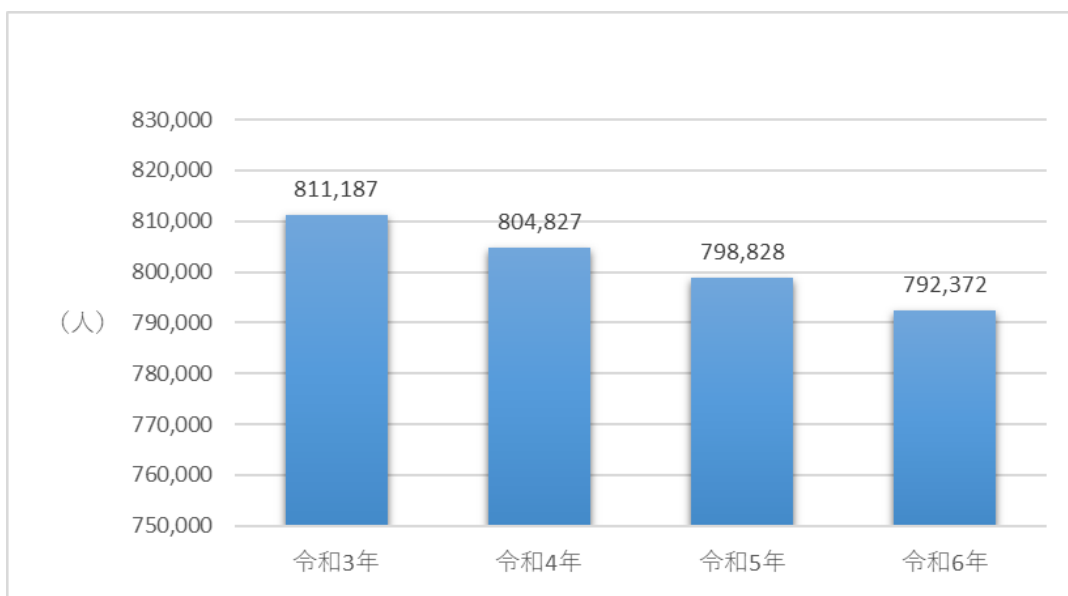
○外国人住民人口は令和3年末から令和6年末まで、毎年約8～10%の割合で増加しています。また、令和6年末では令和3年末に比べ、4,500人以上増加しており、増加幅は国と同程度です。〈グラフ⑦〉

○外国人住民人口のうち、国籍別では「ベトナム」が最も増加しています。〈グラフ⑧〉

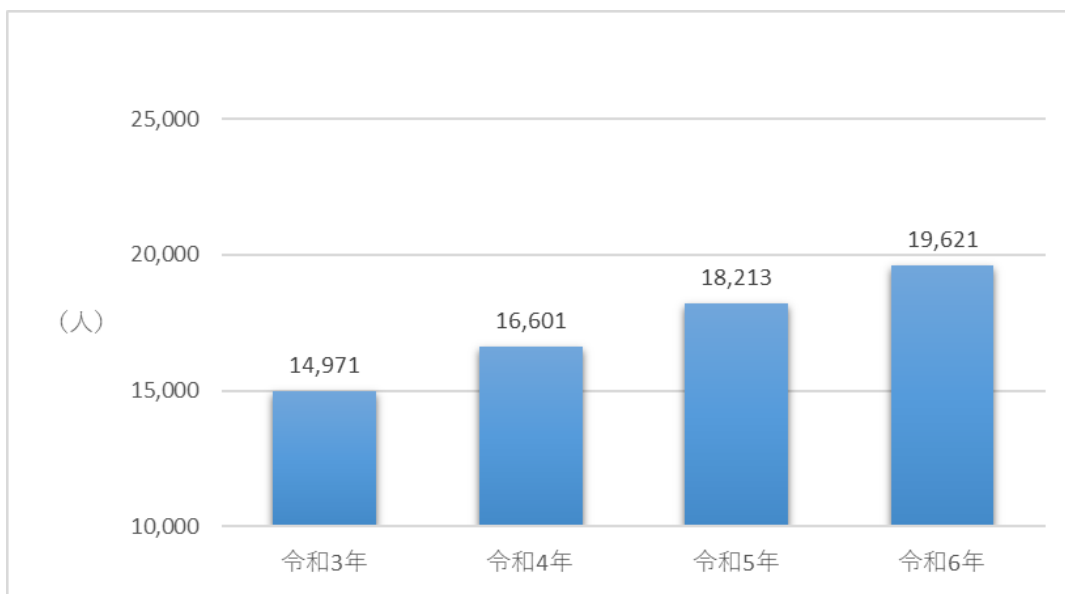
〈参考〉

令和7年9月末時人口上位5か国:中国、ベトナム、韓国・朝鮮、フィリピン、インドネシア

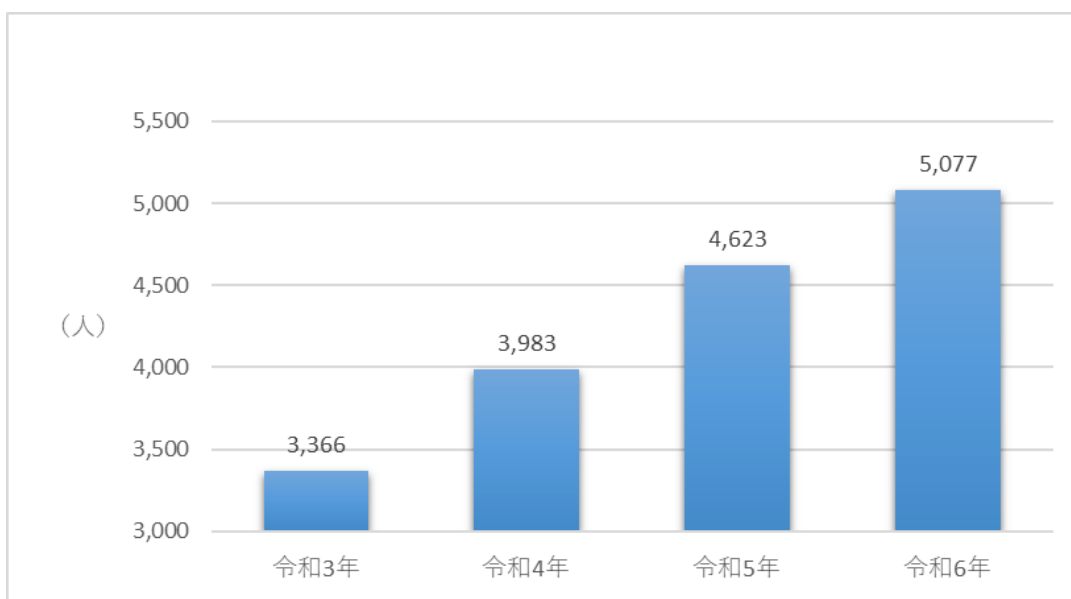
また、在留資格別では、「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」の数が増加しています。〈グラフ⑨〉



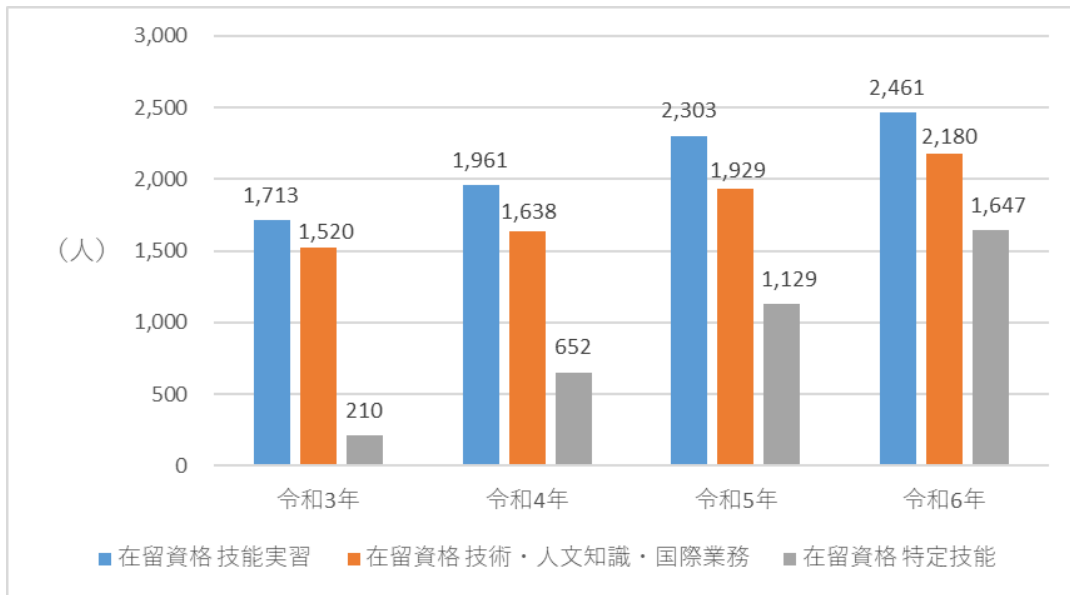
〈グラフ⑥〉市内日本人人口（参考：堺市）



＜グラフ⑦＞市内外国人住民人口（参考：堺市）



＜グラフ⑧＞市内外国人住民人口（ベトナム国籍）（参考：堺市）



＜グラフ⑨＞ 市内在留資格別人口（「技能実習」「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」のみ）
（参考：堺市）

【国際イベント等】

○令和5年には本市で開催される初めての閣僚級の国際会議「G7 大阪・堺貿易大臣会合」を誘致しました。また、令和7年には「大阪・関西万博」が大阪市（此花区夢洲）で開催され、本市主催行事や多彩なパビリオンとの連携事業等を実施しました。なお、令和9年には「ワールドマスターズゲームズ 2027 関西」の開催が予定されています。



G7 大阪・堺貿易大臣会合歓迎行事（記念撮影）



『ツアー・オブ・ジャパン 2024 堺ステージ』万博 PR ブース



万博会場 堺市主催催事（夏期）
堺とヨルダンの鯉織アートファニチャーの共創



大阪・関西万博ポルトガルパビリオンとの連携事業

第2章

第1期方針の評価

(基本目標に基づくこれまでの取組と現状評価)

第1期方針では、推進施策の基本的な方向性として、「多文化共生社会の実現」「国際感覚豊かな人材育成」「新たな国際交流の推進」「都市魅力の発信」の4つの柱を設定しました。

それぞれの柱についての現状と評価は以下のとおりです。

※以下、参考値の内、コロナ禍以前の状況を示すものとして、原則、令和元年度の実績を記載しています。ただし、令和元年度以前の数値がないものについては令和2年度の実績を記載しています。

I. 多文化共生社会の実現

「コミュニケーション支援」「日本語学習の普及促進」「生活支援」「地域活動支援」を施策の基本方向に位置づけ、以下のことに取り組みました。

<主な取組内容>

- 地域日本語教室と連携・協働し、外国人向けの日本語教室や地域での日本語の普及に関心を持つ市民を対象としたボランティア研修、地域日本語教室との情報交換会を開催。
- 市内の大学と連携し、留学生が堺の伝統産業等の文化体験（注染や茶の湯など）や地域が行う祭りに参加できる機会を提供。
- 外国人に協力者として参加してもらい、「外国にルーツをもつこどもの支援セミナー」や「市職員向けの災害時外国人支援研修」等を実施。

<参考値>

おおむね1年以内に外国人と交流したと答えた人の割合	第1期方針策定時（R3）	最新値（R6）
	13.4%	17.6%

本市の市民意識調査で「おおむね1年以内に外国人と交流した」と答えた人の割合は第1期方針の策定時（令和3年）から増加しているものの国の調査（※）と比べると少なくなっています。

（※）出入国在留管理庁「外国人との共生に関する意識調査（令和5年実施）」（日本人対象）
普段の生活において外国人との交流頻度の設問に対し、「よくある」「たまにある」と回答した人の割合：26.5%

地域活動への参加について「参加していない」と答えた人の割合	前回調査時（H29）	最新値（R6）
	37.6%	52.2%

地域活動への参加していない理由として「言葉が通じない」と答えた人の割合	前回調査時（H29）	最新値（R6）
	22.4%	26.1%

令和 6 年度に本市が外国人住民を対象に行った意識調査においては、地域の活動への参加について「参加していない」と答えた人の割合は前回調査時（平成 29 年度）よりも増加し、「参加していない」と答えた人の内、「言葉が通じない」と答えた人の割合も増加しています。

相談件数に占める言語関連相談 （通訳、日本語学習）の件数 ※括弧は相談総件数	R2	第 1 期方針策定時（R3）	最新値（R6）
	337 件（539 件）	279 件（517 件）	440 件（773 件）

また、多文化交流プラザ・さかい（POME Sakai（ポムさかい））にて外国人住民等から寄せられる相談の内、言語関連相談（通訳、日本語学習）の件数はコロナ禍で一時減少しましたが、再び増加しています。

<評価>

これらの状況を踏まえ、多言語対応や日本語学習への需要（やさしい日本語の普及・啓発の重要度）は増加しています。今後も外国人住民の増加が見込まれる中、その需要は更に拡大すると考えられます。このため、多言語対応等による情報格差の解消と日本語学習の機会提供が必要です。



『はじめての人のための日本語教室』授業風景



『災害時外国人支援庁内研修』演習の様子



堺市立多文化交流プラザ・さかい ロゴマーク

II. 国際感覚豊かな人材育成

「グローバル人材の育成」「ボランティアの育成」「国際感覚を涵養する機会の提供」を施策の基本方向に位置づけ、以下のことに取り組みました。

<主な取組内容>

- 海外姉妹・友好都市やアセアン諸国との間では、コロナ禍においてもオンラインを活用した学生同士の交流や文化理解講座等を実施。コロナ禍以降は青少年の相互派遣をはじめ、一部の対面交流を再開。
- 日本ツアーの一環で来堺したパークレー市に拠点がある音楽団体と連携し、市内の小中学校で子ども達との友好交流事業を実施。
- 現在活動中の日本語指導ボランティアのスキル向上及び地域に住む外国人により良い日本語習得の機会を提供することを目的に日本語指導ボランティア研修、スキルアップ研修を実施。
- G7 大阪・堺貿易大臣会合や大阪・関西万博の開催を契機として、外国公館等による特別授業や参加国の料理を取り入れた給食など、市内の小・中学校において国際感覚を涵養する取組を実施。

<参考値>

地域日本語教室における学習者数 ※括弧は市内の地域日本語教室数	R1	第1期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
	604人 (15教室)	277人 (13教室)	403人 (15教室)

相談件数に占める言語関連相談 (通訳、日本語学習) の件数 【再掲】 ※括弧は相談総件数	R2	第1期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
	337件 (539件)	279件 (517件)	440件 (773件)

地域でボランティアが運営する日本語教室では、学習者数はコロナ禍で一時減少しましたが、再び増加しています。また、「I. 多文化共生社会の実現」にもあるとおり、多文化交流プラザ・さかい (POME Sakai (ポムさかい)) にて外国人住民等から寄せられる相談の内、言語関連相談 (通訳、日本語学習) の件数もコロナ禍で一時減少しましたが、再び増加しています。

通訳ボランティア派遣依頼件数 ※括弧は派遣できなかった件数	R1	第1期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
	304件 (47件)	174件 (53件)	181件 (61件)

通訳を必要としている方からの派遣依頼数はコロナ禍前と比較して減少していますが、再び増加傾向にあります。また、依頼言語のボランティア登録者数が足りない等の理由から派遣できなかった件数は増加しています。

国際交流員への派遣依頼に基づく 出務件数	R1	第1期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
	18件	5件	44件

堺・アセアン交流促進委員会の 出前講座実施件数	R1	第1期方針策定時（R3）	最新値（R6）
	28件	6件	17件

学校や地域等からの国際交流員への講師等派遣依頼や堺・アセアン交流促進委員会（事務局：国際課）主催で市内の小・中学校で実施しているアセアン諸国にルーツを持つ講師による出前講座の実施数は、コロナ禍により受入れを控えた等の理由で落ち込みましたが、再び増加しています。

<評価>

これらの状況から、「I.多文化共生社会の実現」同様、多言語対応や日本語学習への需要（やさしい日本語の普及・啓発の重要度）は更に増加すると考えられます。このため、日本語指導ボランティアや派遣できていない言語の通訳ボランティアの更なる確保が必要です。

また、第1期方針策定時はコロナ禍であり、派遣に限りがあった状況でしたが、コロナ禍以降、国際交流員やアセアン諸国等外国にルーツを持つ市民等の派遣需要は高まっています。今後もこどもをはじめとする市民の国際感覚を涵養する機会を増加させる必要があります。



アセアン諸国との学生オンライン交流の様子



市内小学校でのバークレー市音楽団体と交流の様子



『ダナン市友好都市交流事業 介護オンライン交流』実施後 記念撮影



市立認定こども園でのG7サミット給食



「万博勝手に応援し大使」出前授業
万博で世界のみんなに“こんにちは！”

Ⅲ. 新たな国際交流の推進

「海外都市との交流推進」「アセアン諸国との交流強化」「国際イベントを契機とした交流推進の展開」を施策の基本方向に位置づけ、以下のことに取り組みました。

<主な取組内容>

- 各海外姉妹・友好都市の間では、オンラインを活用した市長同士の WEB 対談、学生交流、茶道体験会、中国文化講座等を実施し、コロナ禍の中でも交流を継続。
- 友好都市提携 40 周年を記念して、連雲港市から政府代表団が演芸集団と来堺。第 50 回堺まつりに参加し、中国の芸術文化の発信と市民との交流を実施。
- ウェリントン市やバークレー市とは、本市や関係機関等が現地を訪問し、イノベーション創出やスタートアップ支援など新たな分野での交流に向けた意見交換を実施。
- ダナン市とは、令和 6 年度に脱炭素社会の実現に向けた新たな取組を開始し、環境分野での覚書を締結。
- アセアン諸国とは、本市が事務局を務める「堺・アセアン交流促進委員会」において、オンラインを活用し、交流機会の増加や年間を通じた交流を実現。現在も成長著しいアセアン諸国の経済に関する視点を取り入れた講座も新たに実施。
- 外国公館等と連携し、「チェコフェスティバル in 関西」「イタリアピアノコンサート」「インド DAY in 堺」等のイベントや周年記念コンサート等を継続して市内各所で開催。
- G7 大阪・堺貿易大臣会合や大阪・関西万博の開催を契機に、これまで交流がなかったヨルダン・ハシエミット王国をはじめ、チェコ共和国やポルトガル共和国等の海外パビリオンとの連携事業の実施など、様々な国際交流の機会を創出。

<参考値>

	R1	第 1 期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
海外姉妹・友好都市との交流事業数	30 件	15 件	29 件

海外姉妹・友好都市との交流事業数は、コロナ禍もあり一時減少傾向にありましたが、アフターコロナの交流再開等により、事業数は再び増加しています。

	R1	第 1 期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
外国公館等との連携事業数	2 件	3 件	14 件

	R1	第 1 期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
国際交流活動に関わった市民等の数	1,603 人	2,200 人	9,004 人

外国公館等との連携事業数は、G7 大阪・堺貿易大臣会合や大阪・関西万博の開催を契機として、交流事業数が増加しています。さらに、事業数の増加に伴い、国際交流活動に関わった市民等の数も

増加しています。

<評価>

アフターコロナの交流再開や G7 大阪・堺貿易大臣会合、大阪・関西万博の開催を契機に、これまで交流がなかった国も含め、外国公館等による市内の小・中学校での特別授業や海外パビリオンとの連携事業など多様な国際交流の機会を創出しました。コロナ禍の状況下で始まったオンライン交流や大阪・関西万博等で培った経験、構築した関係を活かし、継続することが重要です。

<海外姉妹・友好都市との交流>



堺のこどもたちとの交流
(ウェリントン市長の来堺)



第 50 回堺まつりにおいて演舞を披露
(連雲港市演芸集団)



バークレー市庁舎訪問
(堺・バークレー協会親善使節団)



バークレー高校生との交流の様子
(堺・バークレー高校生交流)



ダナン市と環境分野での覚書締結



『ダナン市との友好都市交流事業に係るオンライン茶道体験』
交流後 記念撮影

＜外国公館等の連携事業＞



チェコフェスティバル in 関西
(在堺チェコ共和国名誉領事館)



フィリピンフェスティバル大阪
(在大阪フィリピン共和国総領事館)



インド DAY in 堺
(在大阪・神戸インド総領事館)



イタリアピアノコンサート
(イタリア文化会館-大阪)

＜G7 大阪・堺貿易大臣会合、大阪・関西万博関係＞



あいさつ運動の実施／G7 あいさつウィーク



万博国際交流プログラム（モデル事業）
小学校での特別授業

IV. 都市魅力の発信

「都市ブランド力の向上」「戦略的なプロモーション展開」「インバウンド推進」を施策の基本方向に位置づけ、以下のことに取り組みました。

<主な取組内容>

- 令和 5 年度に外務省主催の「駐日外交団による地方視察ツアー」による外交団の市内視察や市長主催の昼食会を開催。また、令和 6 年度には、同省主催の「地域の魅力発信セミナー」に出展し、観光、文化、伝統産業等のプロモーションを実施。
- 欧米系インバウンドの堺打刃物に対するニーズ等を踏まえ、更なる海外需要の喚起と需要拡大に取り組むため、欧州における堺打刃物のプロモーションの実施や国際見本市への出展を行い、伝統産業等の魅力を発信。
- 大阪・関西万博の本市への波及効果の最大化に向けて、万博会場での取組（本市主催の催事、公式参加国パビリオンとの連携）だけでなく、大阪デスティネーションキャンペーンや観光団体と連携したプロモーションを行い、市内誘客を促進。
- 世界遺産である百舌鳥古墳群を有する自治体として、古墳群の価値や魅力の発信と保全継承を目的に「古墳サミット」を令和 2 年度から毎年度開催。世界三大墳墓など国際的テーマへと発展させ交流を促進。
- 令和 7 年 10 月から世界遺産である百舌鳥古墳群を一望できる「おおさか堺バルーン」の運行を開始し、外国公館やパビリオン関係者へプロモーションを実施。

<参考値>

本市への外国人来訪者数 (大阪観光局提供)	R5	最新値 (R6)
	13.3 万人	19.5 万人

本市を訪れた外国人来訪者は、令和 5 年と比べ、令和 6 年では、5 万人以上増加しています。

大阪税関堺税関支署における 外国貿易の概況（輸出入総額）	R1	第 1 期方針策定時 (R3)	最新値 (R5)
	1,847,154 百万円	2,116,514 百万円	2,788,536 百万円

大阪税関堺税関支署における外国貿易の概況において、輸出総額は最新値である令和 5 年では、コロナ禍前やコロナ禍時と比べ増加しています。

国際交流員（英・中）による 情報発信の回数 (ニュースレター、SNS)	R1	第 1 期方針策定時 (R3)	最新値 (R6)
	12 件	62 件	162 件

国際交流員による情報発信件数は、偶数月に発行している英語・中国語のニュースレターでの発信に加え、令和 4 年度から英語・中国語の SNS を本格的に開始したこともあり、増加しています。

<評価>

コロナ禍の影響で落ち込んだ本市への外国人来訪者は、新型コロナウイルス感染症の水際対策が撤廃された令和5年から増加傾向にあり、今後も同様の傾向が続くと考えられます。また、外国との貿易も活発化しており、本市への更なる誘客促進や産業振興を図るため、本市が持つ魅力ある資源を日本人と外国人との双方に効率的かつ戦略的に発信することが重要です。



姉妹都市提携 30 周年記念レセプションでの
市長プレゼンテーション
(堺市代表団のウェリントン市訪問)



日越文化交流フェスティバル 2024 での
副市長プレゼンテーション
(堺市代表団のダナン市訪問)



古墳サミット



地域の魅力発信セミナー
国際交流員によるプレゼンテーション



ジャパンフェスティバルウェリントン 2024 で行われた
茶の湯体験



おおさか堺ハルーン

第3章

本方針の方向性と主な取組等

第1節 将来像（めざすべき都市像）

堺は、海外との交流を通じて異なる文化を取り入れながら、「ものの始まりなんでも堺」と称されるように、様々なものを生み出し、都市としてのアイデンティティを確立した歴史を有する国際都市です。近年は、G7 大阪・堺貿易大臣会合や大阪・関西万博の開催を好機と捉え、様々な国と新たな交流機会の創出に挑戦しました。

グローバル化の進展により、都市が果たす役割や価値はますます多様化しており、地域の持続的な発展のためには国際的な視点がより重要となっています。

また、日本人と外国人との双方、異なる背景を持つ様々な人が「つながり、支え合い、認め合う」関係を築くことが、都市の活力や革新、創造、成長の源泉となり、新たな可能性を生み出します。

こうした相互理解と協力の促進により、国内外から多くの人々が集い、行き交う魅力ある都市としての本市の価値を高め、都市魅力の向上と持続的な成長につなげる必要があります。

本市では、国際性豊かな歴史を築き上げてきたイノベーション精神を活かし、第1期方針で掲げた将来像（めざすべき都市像）である「多様性を成長につなげるイノベティブな国際都市・堺」を継続し、国際化を中長期的な視点で進めます。

《将来像（めざすべき都市像）》

多様性を成長につなげるイノベティブな国際都市・堺



万博会場 堺市主催催事（秋期）

Craftsmanship Journey 堺の匠が織りなす、ミュシャの世界



欧州における堺打刃物のプロモーションの様子

第2節 本方針において意識する視点

本方針においては、第1期方針の評価や課題を踏まえ、国内外の動向を注視しながら時代の変化に柔軟に対応し、次の点を意識して取り組みます。

安全・安心に暮らせる共生社会の構築

- 本市を含め定住する外国人の増加に伴い、SNS等で「外国人優遇」や「移民受入れ」等についての誤解・誤情報が拡散されている現状があります。一方、言語や文化の違い、制度の理解不足等により、外国人が地域に溶け込めていない現状もあります。こうした状況を背景に社会的な関心が高まる中、日本人と外国人との双方が異文化を理解する重要性が増しています。
- 言葉や文化の違いによって地域で孤立することのないよう、外国人が日本の文化や慣習への理解を深め、地域に溶け込めるような環境を整備する必要があります。
- 異なる背景を持つ外国人の多様性を、都市の活力や革新、創造、成長の源として活かすことで、地域社会の豊かさと持続可能な発展につなげることができます。その可能性を広く伝え、共に暮らす社会への理解と意識を高める必要があります。



広報さかい 令和7年2月号
特集（多文化共生）



オリジナル日本語学習教材
「さかい de にほんご」

大阪・関西万博のレガシー等を活かした国際交流

- 本市で開催された初の閣僚級の国際会議である G7 大阪・堺貿易大臣会合や大阪・関西万博の開催を契機に、これまで交流がなかったヨルダン・ハシェミット王国をはじめ、チェコ共和国やポルトガル共和国を含む 7 か国の海外パビリオンとの連携事業、パビリオン関係者や外国公館等による市内の小・中学校での特別授業の実施など、様々な国際交流の機会を創出しました。
- 特に、ヨルダン・ハシェミット王国のパビリオンとは、本市の伝統産業である堺五月鯉幟や伝統文化である茶の湯をはじめ、双方の特性を活かした新たな交流の可能性を高める事業を実施しました。また、ポルトガル共和国のパビリオンとは、本市との歴史的・文化的なつながりをテーマとしたイベントを行い、市内誘客を図りました。さらに万博終了後に、ポルトガルアーティストが市内で、パビリオンのロープ等を活用したアート作品を制作・一般公開するアーティストインレジデンスなど新たな取組につなげました。
- 上記の取組を一過性のものとせず、大阪・関西万博等で構築した関係性や培った経験を活かし、文化、教育、産業、環境など幅広い分野での国際交流をより一層推進します。



大阪・関西万博記念
「ブルノ国立劇場 母 Mother」公演
(万博国際交流プログラム)



大阪・関西万博開催を契機とした外国公館等による特別授業
(大阪・神戸ドイツ連邦共和国総領事館)



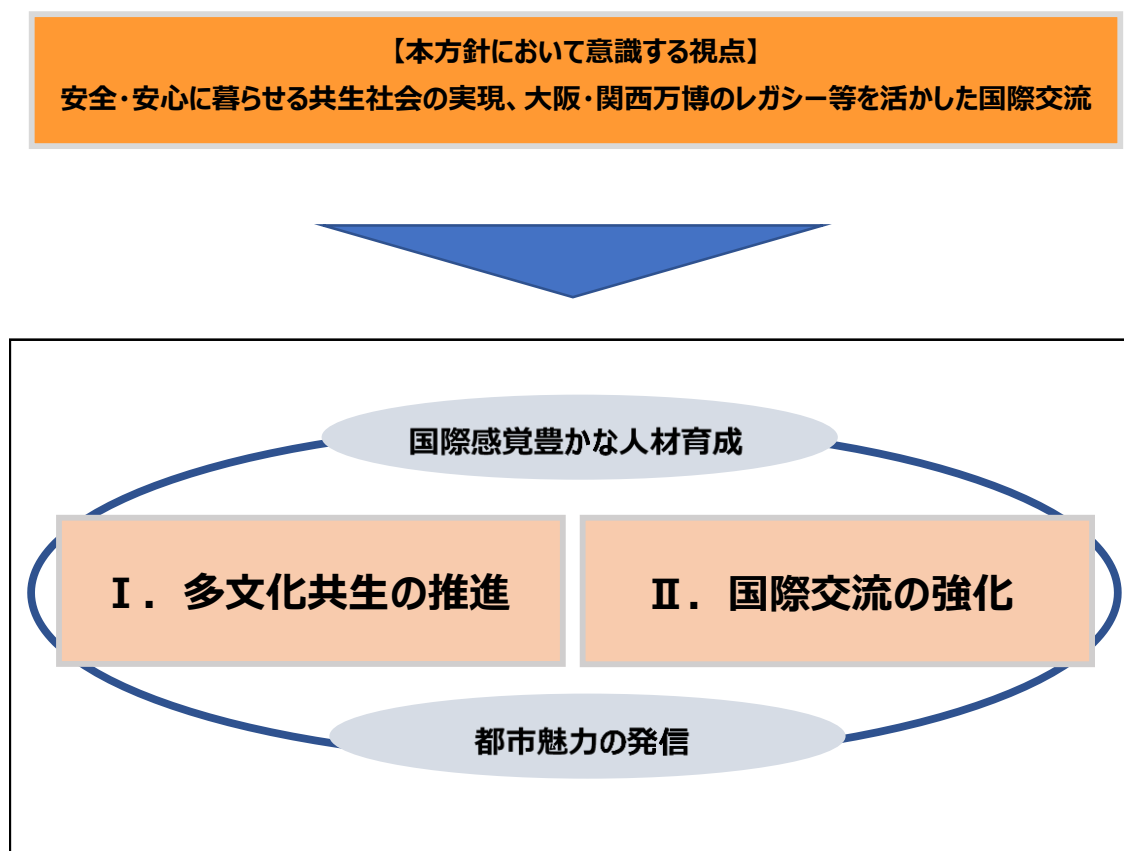
大阪・関西万博ヨルダンパビリオンとの連携事業
堺×ヨルダン「MIRAI こいのぼり」プロジェクト



ポルトガル政府観光局 (VisitPortugal) との連携事業
アーティストインレジデンス

第3節 本方針の方向性と主な取組

前節の「安全・安心に暮らせる共生社会の構築」や「大阪・関西万博のレガシー等を活かした国際交流」の2つの視点を意識し、更なる多文化共生の推進や国際交流の強化を基本軸として取り組みます。また、その土台となる国際感覚豊かな人材育成及び戦略的な都市魅力の発信により、本方針の実効性を高めます。



<イメージ図>

I. 多文化共生の推進

<方向性>

- ①日本人と外国人双方が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の構築を推進します。
- ②言葉や文化の違いによって地域で孤立することのないよう、外国人が日本の文化や慣習への理解を深め、地域社会の一員として参画し、地域に溶け込めるような環境を整えます。
- ③日本人が海外事情や多様な文化に対する関心を高め、相互理解を深められるよう取り組みます。

<主な取組>

1. 多言語対応等による情報格差の解消

- タブレット端末によるテレビ通訳サービスや電話等での相談対応により、外国人が行政・生活情報入手し、地域生活で直面する様々な課題について、地域社会で孤立することなく相談できる環境を維持します。
- 各行政機関や専門家等との連携・協働により、多様化する外国人の相談に対応します。
- 外国人住民が日常生活に必要な情報をスムーズに得られるよう、多言語による情報発信を推進します。情報発信に当たっては、外国人と関わる市民や庁内の関係課と連携・協働し、多様な伝達手段を活用します。
- 災害時に必要な情報の取得が困難となりがちな外国人に対し必要な情報を届けるなどの役割を担う拠点となる「災害時多言語支援センター」を設置し、本市の災害対策本部や関係行政機関、ボランティア等と連携・協働し、多言語での災害関連情報の提供や相談対応等を行います。
- 外国人が必要な行政情報を理解し、適切な行政サービス等を受けられるよう、ボランティア通訳者の派遣等を行います。通訳者の派遣等に当たっては、ボランティア人材の更なる確保など、言語や対応体制の充実に努めます。

2. 相互理解促進のための日本語の習得機会の提供と「やさしい日本語」の普及

- 外国人が孤立せず、日本の文化や習慣を知り地域に溶け込めるような環境を整えるため、日本語が十分に話せない外国人を対象に、地域日本語教室と連携し、日常生活に必要な基礎的な日本語を習得する機会を提供します。
- 外国人が日本語を継続的に学び、地域における拠り所としての役割を果たしている地域日本語教室の活動を支援し、外国人の孤独・孤立の防止に努めます。
- 日本語の普及や共生の担い手（外国人含む）を確保するため、市民に対し学習機会や情報交換の場を提供します。

- 日本語が十分に話せない外国人と日本人が相互に理解しあい、円滑なコミュニケーションを図れるよう、市民及び市職員を対象に、簡単な日本語やひらがなを用いた「やさしい日本語」の更なる普及を促進します。
- 学校現場において、外国人児童生徒等が日常生活や学校生活を円滑に送ることができるよう、日本語指導や学習支援等を推進します。また、外国人児童生徒等への支援を通じて、すべての児童生徒等が多様な価値観や文化の中できるとともに学ぶ環境を形成します。

3. 異なる価値観を持つ様々な人々がつながる機会の提供

- 外国人が地域社会の一員として参画し、日本人と外国人の相互理解を促進するため、海外姉妹・友好都市をはじめとする海外都市や留学生を含む在住外国人との交流等の機会を提供します。
- 外国人への誤解や偏見、差別、不利益が生まれる背景には、文化、民族的背景、歴史への理解不足があると考えられることから、それぞれのルーツを尊重し、違いを認め合いながら、互いの理解を促すための啓発に取り組みます。
- 通訳や日本語指導ボランティアなど、共生社会の推進を担う多様な地域人材（外国人含む）の育成を促進し継続的な人材確保を図ります。地域人材の確保にあたっては関係団体、専門家、地域住民（外国人含む）などと連携し、各主体同士のつながりを構築しながら取り組みます。
- 国際交流及び共生の推進を担う拠点である「多文化交流プラザ・さかい（POME Sakai（ポムさかい）」について、事業内容や施設の魅力を分かりやすく発信し、多様な媒体を活用した広報を行うことで、より多くの市民の利用促進につなげます。
- 共生社会の実現に向けて、庁内において情報や課題を共有し、関係部署との連携を進めます。

II. 国際交流の強化

<方向性>

- ①姉妹・友好都市やアセアン諸国等とのこれまでの交流実績や大阪・関西万博のレガシー等を活かし、オンラインと対面により、幅広い分野での交流を推進し、都市課題の解決を図りながら持続的な都市の成長や誘客促進につなげます。
- ②多様な文化や価値観に触れ、自らの文化を知り、発信する機会を創出することで、次代を担う子どもをはじめ市民の堺への郷土愛と豊かな国際感覚の醸成を図ります。また、異なる価値観を持つ人々がつながることで新たなものを生み出そうとするイノベティブ人材の育成につなげます。
- ③外国公館等と連携し、多様な分野における交流を通じて、都市の魅力や国際的な認知度の向上を図ります。

<主な取組>

1. 姉妹・友好都市やアセアン諸国をはじめとする各国との国際交流の強化

- 海外姉妹・友好都市やアセアン諸国をはじめとした各国・各都市とこれまで築いてきた交流を今後も継続・発展させ、また、外国公館や関係企業・団体等と連携し、文化、教育、産業、環境など幅広い分野での交流に取り組みます。
- 各海外姉妹・友好都市とは、各都市との交流を推進する民間団体と連携した市民主体の交流に加え、イノベーション分野など各国の特性や強みを活かした交流を進めます。
- アセアン諸国との交流においては、「本市とアセアン諸国との懸け橋になり得る国際感覚豊かな人材の育成」「堺市民が身近にアセアン諸国の文化に触れることができる機会の提供」「アセアン諸国の産業や経済をテーマとしたグローバルビジネスに関する交流」を柱に交流を進めます。
- G7 大阪・堺貿易大臣会合や大阪・関西万博の開催を契機に交流を行った国の外国公館等による特別授業や、本市の歴史文化を知り、発信する対面やオンラインによる交流など、次世代のグローバル人材の育成につながる事業を実施します。
- 大阪・関西万博等で構築した関係性や培った経験を活かし、市民が諸外国の文化に身近に触れ、多様な文化や価値観への理解を深めることができる機会を提供します。
- こどもたちの実践的な英語力の向上を図るため、小中学校において、ネイティブ・スピーカーの配置やオンライン英会話等による、英語に触れる機会を充実します。

2. 国際交流イベント等を活用した堺の都市魅力の発信と交流・関係人口の増加

- 2027年に開催される「ワールドマスタースゲーム 2027 関西」や、外国公館や関係機関等が市内で開催する国際交流イベント（海外アーティストや団体等による公演、映画祭、展覧会等の各種イベントを含む）と連携し、本市の魅力を広く発信します。また、多くの市民等が参加できるよう各種メディア等を通じた効果的なイベント発信にも取り組みます。
- 海外からの交流・関係人口の増加に向け、海外の自治体や外国公館、国際機関等と連携しながら、インターネットや SNS などのメディアを通じて、本市が有する歴史文化資源や伝統産業等、様々な分野での本市ならではの特色について効果的な情報発信に取り組みます。
- 国際的な経済交流を深めるため、大阪・関西万博で発信した経験や成果を海外での堺打刃物の展示会やプロモーション等に活かし、より効果的に伝統産業の魅力を伝えます。

第4節 庁内推進体制

国際関係の取組は、文化、教育、産業、環境等多岐の分野にわたることから、庁内横断的に情報共有や連携を図ることが重要です。また、今後も本市の外国人住民は増加していくと考えられるため、国際所管部局が国際化の推進におけるハブ的存在となり、国際所管部局の職員だけでなく、庁内全体で多文化共生や国際交流の取組を実践することが不可欠です。これらを踏まえて、本方針の推進に向けた庁内の体制整備に取り組みます。

I. 庁内国際化推進会議等による庁内連携の推進

- 関係部局で構成する「庁内国際化推進会議」を定期的開催し、行政サービスにおける課題や多文共生・国際交流の推進を体系的に進めるための方針などを共有し、事業実施の円滑化を図ります。
- 庁内他部署で実施する国際関係事業について、国際所管部局が中心となり、情報提供や多言語支援等を行います。

II. 庁内における人材の育成

- 職員に対して、「やさしい日本語」の研修や国際交流員による外国語研修等を実施し、国際的な視野に立って業務を遂行できる人材の育成と活用を進め、本方針の着実な推進を図ります。

第5節 外部との連携体制

各種取組を効果的に進めるため、各関係機関や団体が有するネットワークを活用します。海外諸国との交流については、行政間の協力に加え、市民同士の交流につなげることが重要です。これらを踏まえて、外部と連携した取組を進めます。

I. 国内外の既存ネットワークの活用

- これまで各種取組においてネットワークを構築した国際機関、団体、外国公館等と引き続き連携し、本方針に基づく各種事業を進めます。
- 組織や市域を超えた様々な機関・団体と連携し、産学官で連携して取り組みます。

II. 市民等との協働による国際的取組の推進

- 市民、姉妹・友好都市との交流団体をはじめとする民間団体、NPO、関係機関、事業者等との協働による取組の実施や活動を支援することで、本市の国際化の推進を図ります。

第 6 節 本方針における検証指標

施策の推進状況を客観的に把握するため、定量的な検証指標を設定します。

I. 「おおむね 1 年以内に、外国人と交流した」と答えた人の割合 (SNS などのオンラインでの交流を含む)

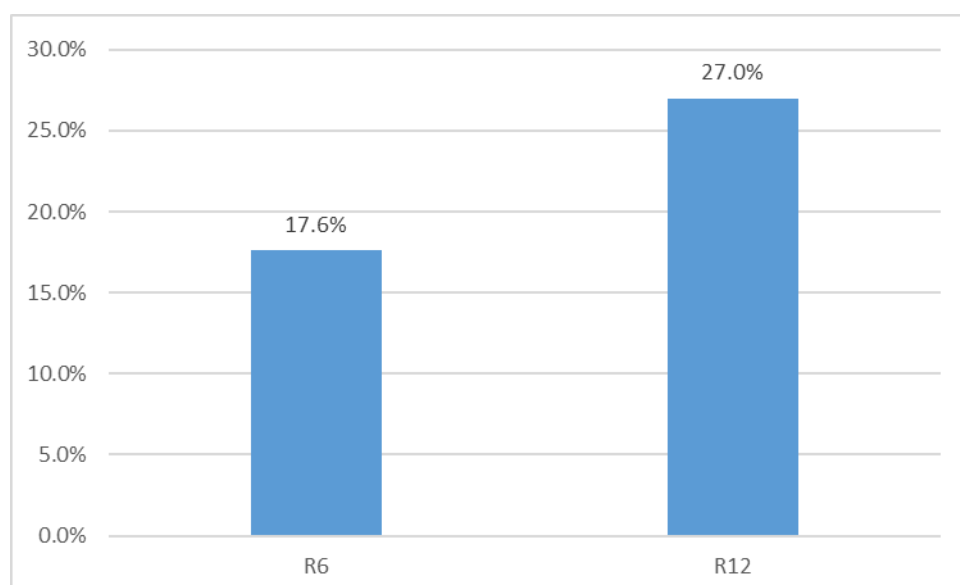
<検証指標の考え方>

大阪・関西万博の開催を契機として、国内外の多様な人々との交流の機会が生まれ、地域における国際的なつながりが一層深まりました。こうした万博を通じて構築された人的ネットワークや、国際交流を通じて培われた経験やノウハウなどの万博レガシーは、今後の地域づくりにおいて非常に重要な資源であると考えています。これらを活かし、海外姉妹・友好都市やアセアン諸国などとの間で、文化、教育、産業、環境など幅広い分野における市民レベルの交流機会をさらに拡充することで、地域の活性化を促進し、都市としての魅力や活力の向上を図ります。

検証指標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)
「おおむね 1 年以内に、外国人と交流しましたか」という設問の回答者に対して「した」と答えた方の割合	17.6%	27.0%

<目標値設定の背景>

大阪・関西万博の開催年である令和 7 年度に 20% 近くに達すると想定しています。国の調査である「外国人との共生に関する意識調査（令和 5 年実施）」で、普段の生活において外国人との交流頻度の設問に対し、「よくある」「たまにある」と回答した人の割合（26.5%）を上回る 27.0% を目標値とし、異文化理解や国際交流の促進に努めます。



検証指標値 (I)

Ⅱ. 共生社会の推進を担う地域人材等の数

<検証指標の考え方>

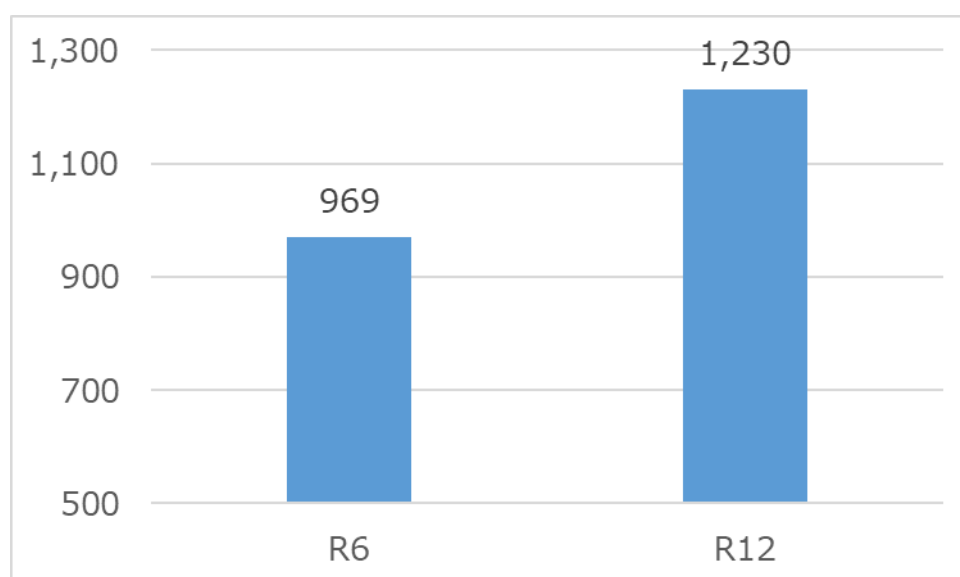
日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会を築くためには、双方が円滑にコミュニケーションをとれる環境を整え、文化や価値観の違いを理解し合えるようにする必要があります。外国人と地域住民との間の日常的な交流や相互理解を促進して信頼関係を築くことが、外国人の孤立を防ぎ、地域全体の包摂力を高めることにつながります。

そのためには、共生社会の推進を担う地域人材の継続的な確保が不可欠です。外国人を含む幅広い人材が、通訳や日本語指導などの役割を担い、地域に根ざした活動を広げることで、外国人の地域社会への参画を進めます。地域人材の確保に当たっては、関係団体、専門家、地域住民などと連携して取り組みます。

検証指標	現状値 (令和 6 度)	目標値 (令和 12 年度)
通訳等の堺市国際ボランティア登録者数、地域日本語教室参加者等の合計数	969 人	1,230 人

<目標設定の背景>

本市の外国人住民人口が過去最高を更新し続け、国籍が多様化する中、通訳ボランティアを派遣できない割合が増加しており、需要の多い言語の人材確保が必要です。また、日本語学習している外国人が増加しています。これら状況や現状値を評価した上で 1,230 人を目標値とし、日本人と外国人住民双方が安全・安心に暮らせる共生社会の構築に取り組みます。



検証指標値 (Ⅱ)

策定にあたりご助言をいただいた方々

木村 出	独立行政法人国際協力機構（JICA）関西センター 所長
澤田 幸子	合同会社おおぞら日本語サポート 副代表
白濱 史枝	アミーゴスクラブ 代表
杉原 充志	羽衣国際大学 学長特別補佐 現代社会学部教授
高橋 雅英	大阪公立大学副学長（国際交流担当） 工学研究科教授
田中 ルジア みや	PROJETO CONSTRUIR ARTEL 代表
田村 太郎	一般財団法人ダイバーシティ研究所 代表理事
中東 靖恵	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域准教授
森井 克易	堺・バークレー協会 副会長兼事業部会長

（五十音順、敬称略）

堺市 文化観光局 文化国際部 国際課

〒590-0078

堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

T E L : 072-222-7343

F A X : 072-228-7900

HP : <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 1-L5-26-0039